

## 令和 6 年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務 企画提案審査実施要領

令和 6 年 8 月 19 日 岩手県

令和 6 年 8 月 27 日一部訂正

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 6 年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定にあたっては、この企画提案審査実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行うものとする。

## 1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 「令和 6 年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務」一式
- (2) 業務の仕様等 【資料 2】業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 19 日まで
- (4) 予算額 2,676 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 書類の提出先及び問い合わせ先

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室雇用推進担当

所在地 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号（岩手県庁 2 階）

電 話 019-629-5591（ダイヤルイン）

F A X 019-629-5589

電子メールアドレス [AE0005@pref.iwate.jp](mailto:AE0005@pref.iwate.jp)

## 3 参加資格の要件

企画提案審査に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うことも認めるが、その場合、代表者を決めた上で企画提案審査に参加し、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 岩手県内に本社、支社、主たる営業所又はこれに類する事業拠点を有し、本業務の実施にあたり、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えている者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品交遊等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非氏名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

#### 4 企画提案審査参加に関する手続き

(1) 実施要領等の交付

企画提案審査に関する下記の実施要領等は、岩手県公式ホームページに掲載する。  
なお、送付による交付、企画提案審査担当室における直接交付は行わない。

※ トップページ（トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

資料 1	企画提案審査実施要領（本書）
資料 2	業務仕様書
資料 3	企画提案審査要領

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1 企画提案審査実施要領等に関する質問票】により次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時（必着）

イ 提出方法 電子メール又は F A X により、上記 2 に送付すること。

ウ 回答方法 質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、回答期日までに岩手県公式ホームページ（上記 4 (1) 参照）にて公表する。

エ 回答期日 令和 6 年 9 月 5 日（木）

(3) 企画提案書等の提出

参加者（共同提案の場合は代表者）は、企画提案書等を次のとおり提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案審査参加申込書【様式 2】 （1 部）

(イ) 企画提案書 （任意様式で 9 部）

(ウ) 積算内訳書【様式 3】 （9 部）

※ 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにすること。

(エ) 参加者の組織等に関する事項調書【様式 4】 （9 部）

(オ) 直近の財務諸表 （1 部）

イ 提出期限 令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法 上記 2 に持参又は郵送で提出

- ・ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。
- ・ 郵送する場合は、封筒表に、「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

- ※ その他、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。
- (4) 企画提案の無効  
下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
  - イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
  - ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
  - エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

## 5 受託候補者の選定方法

- (1) 受託候補者の選定方法  
参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考を行う。  
なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。
- (2) 受託候補者の決定  
ア 県は、審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。  
イ 審査結果は、受託候補者を決定後、各参加者に郵送により書面で通知する。  
ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。  
エ 参加者が1者のみであった場合でも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

## 6 契約に関する事項

- (1) 見積書の徴取  
決定した受託候補者から提出された書類をもとに、県と候補者との間で仕様書の内容等を協議し、改めて受託候補者に見積書の提出を求める。従って、「4 企画提案選考参加に関する手続き (3) 企画提案書等の提出 ア提出書類」で提出した積算内訳書の額がそのまま契約額になるとは限らないこと。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (4) 企画提案書等との関係  
本業務の業務委託仕様書は受託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、仕様を確定のうえ、契約を締結するものとする。
- (5) 契約結果の公表  
県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

## 7 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペにあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執

行ることができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

### (2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

### (3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等に合っては、参加資格を認めないことがある。

ウ 参考：本企画コンペに関するスケジュール

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ・質問票提出期限        | 8月30日（金） |
| ・質問事項に対する最終回答期日 | 9月5日（木）  |
| ・企画提案書等提出期限     | 9月20日（金） |
| ・企画提案選考         | 9月下旬     |
| ・受託候補者決定        | 9月下旬     |
| ・契約締結           | 10月上旬    |